

公益財団法人
河川財団

50年
の
あゆみ

Contents

公益財団法人河川財団 50周年のご挨拶

1. 河川財団の組織
2. 年表
3. 河川財団の沿革
 - 3.1 概要
 - 3.2 助成
 - 3.3 調査・研究
 - 3.4 河川・水教育
 - 3.5 河川健康公園の運営
 - 3.6 河川管理施設の管理運営に関する事業の受託
 - 3.7 名古屋事務所の取り組み
 - 3.8 近畿事務所の取り組み

公益財団法人河川財団 50周年のご挨拶



理事長 小俣 篤

「公益財団法人河川財団」は、1975年に前身である「河川環境管理財団」として設立されて以来、本年2025年で創立50周年を迎えました。

設立当初は、河川敷地の適正利用を通じて河川環境の保全・整備を図るとともに、都市における水と緑のオープンスペースの確保を目的に、調査や環境整備事業、啓発活動などに取り組んできました。社会のニーズに応じて、国営河川公園の管理受託、河川整備基金の創設と基金からの助成、河川環境の保全を目的とした調査・研究、子どもたちの水辺体験のサポートなどを実施してきました。

2013年度には公益法人制度改革に伴い、「公益財団法人河川財団」として新たな体制に移行し、河川整備基金を改称した河川基金による助成の新たな展開、河川維持管理を主軸とした調査・研究、河川・水教育の理念や手法の検討、河川健康公園の管理など公益目的事業のさらなる展開と充実を図り、現在に至ります。

近年では、全国各地で水害、土砂災害が頻発し、河川整備の重要性が一層高まっています。災害時に堤防などの主要施設が確実に機能するためには、持続的かつ適切な管理が不可欠です。このような状況を受け現在の河川財団では、堤防や河道の維持管理に関する調査・研究を通じて、地域の安全を守る取り組みを進めているところです。

また、河川の自然環境や空間は、地域社会にとってかけがえのない財産です。これらを有効に活用しながら災害に強い地域づくりを進めるためには、河川と地域・社会とのつながりを深めることが重要です。河川財団では、川や水をテーマとした教育活動の推進や、河川公園の運営管理などを通じて、地域と川との関わりを深めていくための活動にも取り組んでいます。

河川基金による助成についても、近年の情勢を踏まえながら、大学などの研究機関、市民団体による地域の活動、あるいは学校教育現場における川や水を生かした取り組みなどを支援すべく、その充実と拡大に努めております。

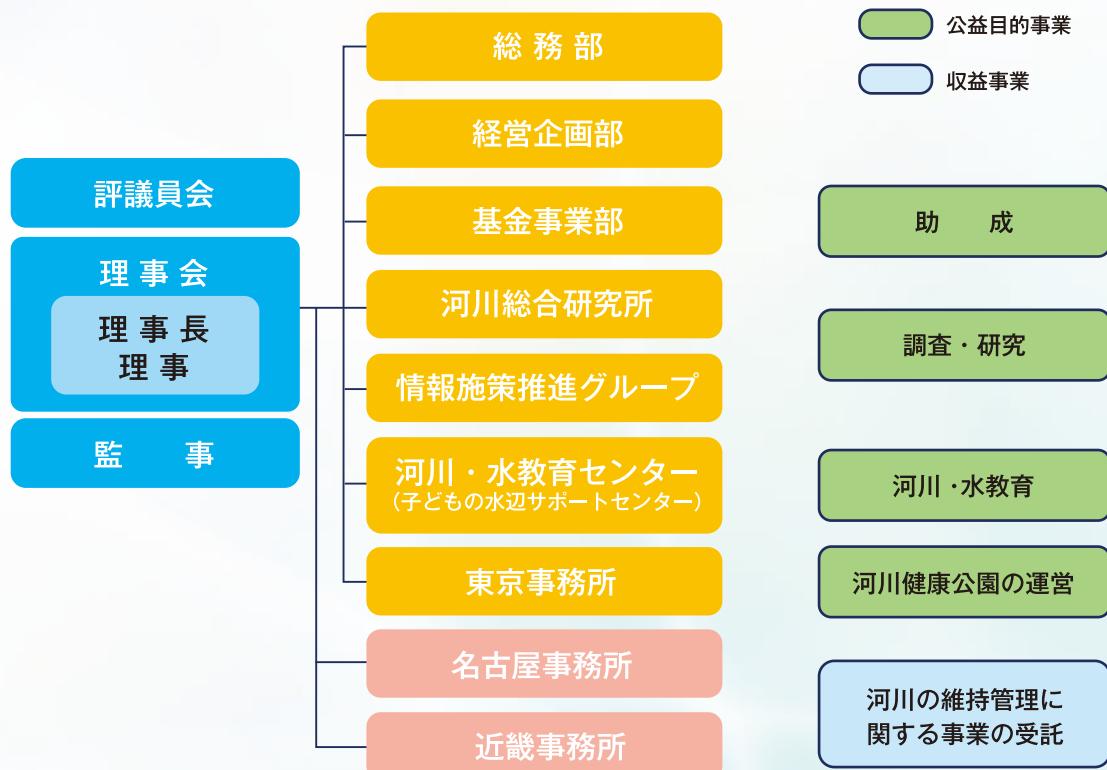
河川の多様な課題に対応するためには、学術研究と現場の知見を融合した応用技術の開発、危機管理と日常管理の一体化、そして多分野の専門家との連携による新たな体制づくりが求められます。河川財団には、これらの取り組みを支える豊富な調査・研究の実績と、実務経験を持つ人材が揃っています。さらに、研究フェローやアドバイザーなどの学識経験者による支援体制、河川基金を通じて築いてきた全国・国際的なネットワークにより、強固な研究インフラを構築しています。

河川財団は、これまで培ってきた調査・研究の基盤を活かし、河川管理を中心とした社会課題の解決に向けて、行政機関や地域の皆様と共に考え、関係者の活動を支援しながら、政策提言を行うシンクタンクとして、今後も成長を続けてまいります。

本誌は、河川財団の50周年を機にこれまでの活動を振り返るもので。なお発足から20周年および30周年の節目には、それぞれ「財河川環境管理財団20年の歩み」、「財河川環境管理財団30年の歩み」が刊行されており、本誌では公益財団法人として再編されてから現在に至る約20年間の取り組みを中心に紹介しています。

最後に、これまで河川財団の活動を支えてくださった多くの皆様に深く感謝申し上げるとともに、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、心よりお願ひ申し上げます。

公益財団法人河川財団 理事長 小俣 篤



助成



調査・研究



河川・水教育



河川健康公園の運営



河川の維持管理に関する事業の受託

2年表

年度	背景	河川財団の組織体制と取り組み
1974	河川環境整備事業創設 第2次河川敷地開放計画の実施	
1975		財河川環境管理財団（本部・東京事務所・大阪事務所）設立 「河川環境管理委員会」事務局として、河川環境管理計画の検討を開始 淀川河川公園の維持管理業務を開始
1976	国営公園制度の創設を目的とした都市公園法などの改正	
1977		北海道事務所開設
1978		多摩川河川健康公園・多摩川利用センターオープン
1980		名古屋事務所開設、荒川扇健康公園オープン
1981	「河川環境管理のあり方について」（答申） 河川環境管理基本計画の策定	
1983	河川敷地占用許可準則の改正	
1985		豊平川雁来健康公園オープン
1986		荒川扇健康公園テニスコートオープン、江戸川吉川町地先広域運動公園オープン 河川美化・緑化助成事業（GGG）開始
1987		川崎リバーサイドゴルフ場オープン、木曽三川公園管理センター開設 河川整備基金設置、国営木曽三川公園の維持管理業務を開始
1988		河川整備基金による助成を開始
1989		調査研究部設置
1990	「多自然型川づくり」の推進（通達）	庄内川幸心河川健康公園オープン
1992		河川環境総合研究所設置（研究第1部、第2部、第3部（大阪研究所））
1993	清流ルネッサンス21	吉川秀夫河川環境総合研究所長就任（2002年3月まで） 芦田和男大阪研究所長就任（2004年3月まで） 助成事業の研究成果発表会を開催
1994	建設環境政策大綱	河川環境総合研究所に研究第4部（北海道）設置
1995～1998	「今後の河川環境のあり方について」（答申） 河川法改正「河川環境の整備と保全」を目的に追加 「川に学ぶ社会をめざして」（報告）	
2000	玄倉川事故を契機に「怖さを知って川と親しむために」（提言）	河川環境総合研究所の研究第4部（北海道）を北海道事務所に名称変更
2001		水辺の安全ハンドブックの発行
2002	自然再生事業の創設、「子どもの水辺」再発見プロジェクトのさらなる推進	芦田和男河川環境総合研究所長就任（2001年3月まで）、河川環境総合研究所の研究第3部（大阪研究所）を研究第5部とし研究第3部を新設 子どもの水辺サポートセンター開設
2003		プロジェクトWETの日本への導入、河川環境管理財団研究発表会を開催
2005		河川塾（初等科）開講
2006	公益法人制度改革関連三法の制定	井上和也大阪研究所長就任、河川塾（高等科）開講
2009		大阪研究所を近畿事務所に改称
2010		池淵周一近畿事務所内大阪研究所長就任
2012		河川研究セミナー開始
2013	「安全を持続的に確保するための今後の河川管理のあり方について」（答申）、 河川法・水防法の一部改正	「公益財団法人河川財団」に移行、大阪事務所閉所、「河川環境総合研究所」を「河川総合研究所」に改称、淀川河川公園・木曽三川公園の維持管理業務を廃止 体験活動センターわたらせオーブン、多摩川交流センターオーブン 「水教育ガイドライン」作成
2014		河川協力団体に指定、荒川扇河川健康公園パークゴルフ場オープン
2015		北海道事務所を北海道河川財団に移管、「今後の河川整備基金のあり方検討委員会」提言、水難事故防止「ライジャケ・オン」開始
2016		「河川整備基金」を「河川基金」に名称変更
2017		水難事故調査データ「no more水難事故」の公表開始
2020	「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」（答申）	助成事業の学校部門で文部科学大臣賞を創設
2021	流域治水関連法の制定、インフラ分野のデジタルトランスフォーメーション(DX)、中央教育審議会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(答申)	助成事業の研究者・研究機関部門、川づくり団体部門、学校部門で国土交通大臣賞を創設
2023		情報施策推進グループ設置
2024		河川・水教育センター設置、「河川・水の学び～生きる力をのばす教育～」発刊
2025		助成事業の研究者・研究機関部門、川づくり団体部門、学校部門で環境大臣賞を創設

※財河川環境管理財団 20 年の歩み、財河川環境管理財団 30 年の歩み、河川財団ホームページ (<https://www.kasen.or.jp/>) を参照

3 河川財団の沿革

1.概要



1975年度「公益財団法人河川財団」の前身となる「(財)河川環境管理財団」が設立されました。設立当初は、東京に置かれた本部と東京事務所、大阪事務所の体制でスタートし、1977年度に北海道事務所、1980年度に名古屋事務所が開設されました。

設立当初は、河川環境管理計画に関する調査・研究や河川美化・愛護思想の普及などを図るための広報活動などを行った他、日本宝くじ協会の助成金を受け荒川・多摩川、豊平川、庄内川で河川健康公園の整備を行いました。また、国営河川公園の維持管理業務などを受託業務として行いました。

河川の整備、河川水の利用などに関する調査・研究や普及・啓発活動などを行うことを目的として、1987年度に「河川整備基金」が設置され、1996年度までに約257億円が造成されました。河川環境管理財団は河川整備基金の運用益を活用した助成を1988年度に開始しました。

助成開始から28年を経た2016年度には「今後の河川整備基金のあり方検討委員会」を設置し、助成事業の改革を図るとともに「河川整備基金」を「河川基金」に改称しました。河川整備基金当時からのご寄付などにより河川基金は2025年4月現在約286億円となっています。

1989年度に調査・研究と河川整備基金事業に関する業務の充実を図るため、新たに調査研究部が設置されました。1992年度には河川環境に関する調査・研究の一層の充実を図るため、調査研究部を廃止し「河川環境総合研究所」が設置され、東京に研究第1部と研究第2部、大阪に研究第3部（大阪研究所）が設けられました。1995年度には北海道に研究第4部が設けられました。2013年度「河川環境総合研究所」は「河川総合研究所」に改称されています。

2002年度には、国土交通省、文部科学省、環境省の連携による「子どもの水辺」再発見プロジェクトの推進・支援組織を発展させるため、河川環境管理財団に「子どもの水辺サポートセンター」が設置され、河川教育事業を開始しました。2024年度には「河川・水教育」をより一層推進するため、「河川・水教育センター」が設置されました。

2006年度に制定された公益法人制度改革関連三法を受け、2013年度「河川環境管理財団」の名称を「河川財団」と改め、下記の事業を実施する公益財団法人として、公益認定を受けました。また、2013年度に淀川河川公園、木曽三川公園の維持管理業務を廃止し、2015年度に北海道事務所を「北海道河川財団」へ移管しています。

公益目的事業1:河川に関する活動に対する助成と普及[助成]

公益目的事業2:河川に関する調査・研究とその成果の普及[調査・研究]

公益目的事業3:河川教育の推進及び河川への理解を深めるための活動[河川・水教育]

公益目的事業4:水辺環境の向上及び住民の健康増進を図るために河川健康公園の運営[河川健康公園の運営]

収益事業 :河川管理者の行う河川の維持管理に関する事業の受託

【助成事業の変遷】

1987年度に河川整備基金が設置され、1988年度にその運用益を活用した助成事業を開始しました。2025年6月時点までに約12,800件、約132億円の助成を行っており、研究者・研究機関、川づくり団体、学校を対象に川づくりの取り組みを広く支援してきました。なお、2016年度河川整備基金は河川基金に名称を変えています。

1988年度には助成対象として「調査・試験・研究」、「環境整備対策」、「普及啓発活動」の3つの事業（後の「部門」）を設けました。

「調査・試験・研究」の事業は、①河川・ダム等に関する諸問題の解明、解決並びに新たな施策の展開を目指す調査・試験・研究、②河川・ダム等を軸とした地域活性化構想の策定を助成の対象としました。

「環境整備対策」の事業は、①水辺環境の向上に寄与する施設、又は利用者の利便向上に寄与する施設で地域の特徴を活かしたアピール度の高いもの（シンボルモニュメント、案内板、植栽など）、②良好な水辺環境の創造活動に必要な道具、資材などで地域住民に対するアピール度の高いものを助成の対象としました。

「普及啓発活動」の事業は、①河川・ダム等の利用・整備の重要性等について一般の人々の关心と理解、協力を深めるための啓発活動で、国民一般もしくは地域の人々にアピールするもの（交流セミナー、シンポジウム、イベント、見学会、治水等博物館の展示物など）を助成の対象としました。なお、「普及啓発活動」の事業は1990年度に「国民的啓発運動」に改称しています。その後、各事業の内容を見直しながら助成を実施し、2005年度に「調査・試験・研究部門」、「環境整備対策部門」、「国民的啓発運動部門」の3部門としました。

2013年度に「調査・試験・研究部門」を「調査・研究部門」に、「国民的啓発運動部門」を「啓発活動部門」に改称しています。2014年度には「調査・研究部門」と「啓発活動部門」において実施されていた小中高等学校における河川を題材とした教育に関する活動を統合し、「河川教育部門」を新設しました。

河川整備基金設立から約30年を経た2015年度に「今後の河川整備基金のあり方検討委員会」を設置し、基金運営の今後の方針をご議論いただきました。委員会の提言を踏まえ、基金は社会の変化や科学技術の進展に的確に対応しつつ、河川の担う治水・利水・環境の役割に対してより貢献することを基本とし、「河川整備基金」の名称を「河川基金」に改称し、2016年度より助成事業のフレームを「研究者・研究機関部門」、「川づくり団体部門」、「学校部門」の3部門に再編しました。

研究者・研究機関部門

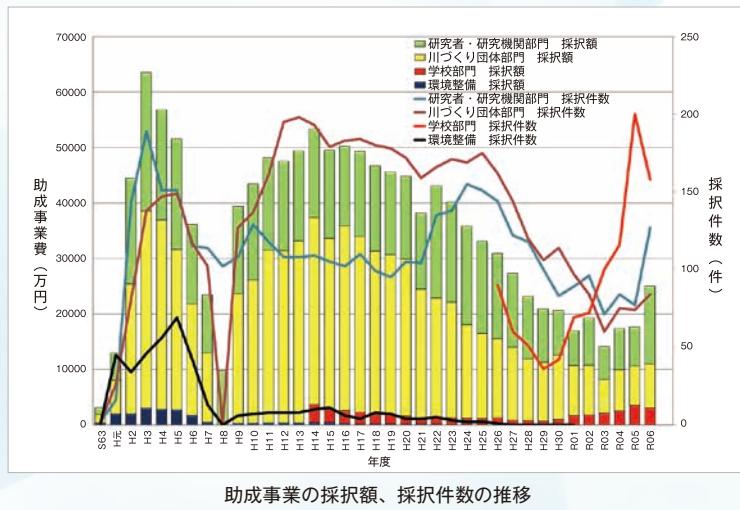
河川の現場を活用したフィールドワークを含む調査・研究に助成を行うもので、萌芽的研究または今後の発展性が期待できる調査・研究には優先して助成を行うものとし、また、理科系（工学、自然科学等）だけでなく、法学、経済学、社会学などを含む、文科系（社会科学、人文科学）、及び文理融合の調査・研究、小中高等学校などの学校教育の現場での「河川教育」（2024年度より「河川・水教育」）についての調査・研究も助成の対象としています。

川づくり団体部門

「川づくり」の活動を実施あるいは支援する市民団体に対し助成を行うもので、川づくりに貢献する広範な活動の中で、将来の自らの活動を担い、次世代を担う人づくりの活動に対し重点的に助成を行うものとし、新しいニーズ、ニーズの変化に即した新規事業や若手による取り組み、自律的展開への展望を持った活動にも優先して助成を行うこととしています。

学校部門

河川教育についての調査・研究及び教育計画の策定・実践を行う学校などに対して助成を行うもので、総合的な学習の時間等における河川教育についての調査・研究に対して助成を行う「調査・研究助成」と、河川教育計画の策定・実践に対して



助成を行う「教育活動計画助成」より構成しました。なお2023年度より、「調査・研究助成」は研究者・研究機関部門で取り扱っています。さらに近年では、学校部門の取り組みにあたり、これまでの秋の募集に加え、2021年度に学校部門の「河川教育とりくみ支援」の区分を対象に春の募集を開始し、2023年度には「幼稚園・保育所・認定こども園等」の区分にも拡充しています。

以上の3部門に加え、2024年度には助成事業の新たな試みとして、今後の河川管理の強化・進展のために当該研究分野の展開と、その分野で活躍する若手研究者の育成を図ることを目的に、河道、土砂、施設・構造物の研究を対象とする「河道研究プロジェクト」を試行的に実施しています。

【表彰制度】

2012年度に、調査・試験・研究部門において、助成事業による研究成果表彰制度（河川財団理事長賞、河川財団理事長奨励賞、河川財団河川総合研究所長賞、河川財団河川総合研究所長奨励賞）を創設しました。表彰対象は、河川、ダムに関する学術及び技術の進歩を通して河川、ダム事業やそれをとりまく社会に対して卓越した功績が認められる学術成果・技術開発成果を上げた助成研究者としています。これらの賞は、2015年度に、河川財団賞、河川財団奨励賞として再編し継続しています。

また、優秀な助成成果についての表彰（優秀成果表彰）を行ってきましたが、2016年度からは部門ごとに優秀成果を選定し、後述する成果発表会で表彰式を開催しています。また、文部科学省、国土交通省、環境省のご理解・ご協力の下で、優秀成果表彰の中から特に優秀な成果に対して、学校部門では2020年度より文部科学大臣賞、2021年度より国土交通大臣賞を、川づくり団体部門では2021年度より国土交通大臣賞を、研究者・研究機関部門では2022年度より国土交通大臣賞、2025年度より環境大臣賞を授与しています。なお、2025年度より学校部門、川づくり団体部門でも環境大臣賞の授与を予定しています。



2025年度 河川基金研究成果発表会

【成果発表会、交流会】

1993年度以来、助成事業の成果を公開し、河川行政への活用、河川への国民的理解を深めるとともに、助成事業の一層の充実を図るため調査・試験・研究、国民的啓発運動を対象に、河川整備基金助成事業成果発表会（河川基金助成事業成果発表会）を毎年開催してきました。

2002年度からは河川整備基金助成事業成果発表会から学校や市民団体の活動報告を独立させ、助成を受けた活動の中から他の参考となる優秀な取り組みについての事例報告を中心とした「『川を活かした環境学習・体験学習』に関する全国事例研修会」を開催してきました。2009年度に「川に学ぶ全国事例発表会」、2015年度に「川づくり団体全国事例発表会」、2021年度より「川と人をつなぐ活動成果発表会」へと改称し継続しています。

2014年度には、「川に学ぶ全国事例発表会」から学校部門を独立させ、「河川教育研究交流会」（2024年度より「河川・水教育研究交流会」）を実施しています。

研究者・研究機関部門については、2016年度より「河川基金研究成果発表会」と改称し継続しています。

【広報誌】

河川整備基金の広報誌として「河川整備基金だより」を発行し、時々の話題を紹介してまいりました。河川基金の名称変更に伴い、2016年の第33巻より「RIVER FUND 河川基金だより」と改称し、2025年6月時点までに49巻を発行しています。

【調査・研究の変遷と概要】

河川財団における調査・研究の特徴は、河川管理の現場に密着し、課題解決に向けて学術研究の成果（シーズ）を最大限活用するとともに、課題解決に必要な技術や情報（ニーズ）に照らして、実効性のある解決策を継続的に提供することを目指すという点にあると考えています。このため、主たる調査・研究テーマは、河川管理に資するという通底した目的を意識しながら、時代に沿った課題に取り組んでまいりました。

1980年代は自然環境保全と調和した河川敷地利用の観点から建設省において河川環境管理基本計画の策定が進められ、当時の河川環境管理財団においても関連した調査・研究に取り組みました。続く1990年代から2000年代にかけては、環境の時代と呼べるほどに環境保全に係る多くの法律の施行、諸施策が実施されています。特に1997年には、河川法の目的に「河川環境の整備と保全」が追加されたこともあり、河川環境の整備と保全の具体的手法の開発が強く望まれました。これに呼応する形で、河川環境総合研究所においても河川環境の整備と保全に軸を置いた調査・研究に注力しています。水質や水環境の保全、生物・生態系の保全を目的とした河川管理手法についての調査・研究が多く実施された他、河川環境や河川生態系の保全を目的とした空間管理の調査・研究が重点的に行われました。ただし、環境に係る事項であっても河川管理の一環として捉え、現在の主要な研究テーマにつながる施設維持管理、樹木管理、堤防植生管理などの維持管理に関する調査・研究も並行して実施してきました。

河川環境総合研究所は1992年度に設置され、2013年度に河川総合研究所に改編され現在に至ります。2011年の東日本大震災における津波による甚大な水災害の発生に続き、紀伊半島豪雨災害（2011年）、九州北部豪雨災害（2012、2017年）、関東東北豪雨災害（2015年）、北海道・東北豪雨災害（2016年）などと、立て続けに深刻な水害が発生しました。地球温暖化に伴う豪雨の頻度や強度の増加が当時懸念されていましたが、その懸念が近年では現実のものとなり、国土交通省では、防災・減災が主流となる社会を目指し、流域治水の考え方に基づいて、堤防整備、ダム再生などの対策をより一層加速する水害対策を推進しています。

このような大規模水害の多発や、それに即した行政の動きも踏まえて、河川財団では、堤防や河道の被災につながる洪水の頻度が増加することに着目し、河川管理に係る調査・研究に注力することとしています。

そのために、社会の様々な課題に対して官学民の人々が集まって議論できる場として、各種研究会を設置・運営しています。例えば、河川管理に関する技術開発や施策・制度の検討を促進するために、「河川管理研究会」を2020年に設置しました。ここでは、改めて河川管理に係る技術や課題の俯瞰的な整理を行うとともに、ワーキンググループを設けて課題についての検討を行っています。例えば、重要な被災事例を詳細に分析する「被災から学ぶ」という研究会を行っています。この取り組みでは、現在の実務や官学民の状況を踏まえ、河川管理の現場で実際に活用できる仕組みの構築を目指しています。こうした検討を通じて、持続的な河川管理技術の発展に取り組んでいます。

また、堤防や河道の現在の状態を把握し、未然に洪水被害を防止あるいは軽減するために必要となる施設の点検・評価手法の提案、河川管理の基礎となる自然公物としての河川管理に関する法的責任の研究（水防法研究会、水害研究会）に取り組んでおり、これらを通して、河川管理に資する具体的な成果の実務への反映にも努めています。

これから河川管理においては、人手不足が慢性化する中でも、堤防を代表とする河川管理施設や河道の状態を的確に把握し、必要な対応がとれる体制を構築することが必要です。このため、河川管理に関するデータを効率的に入力、処理し、包括的に管理することで、実務に有用な情報を容易に活用できるようにする技術開発にも取り組んでいます。そのため、2023年度には情報施策推進グループを本部に新設しました。新技術を活用して、効果的かつ効率的な河川管理につながる河川管理DXの提案を行ってまいります。

【調査・研究成果の社会還元】

①調査・研究報告

調査・研究の成果については、主要な研究成果を論文形式で取りまとめた河川総合研究所報告（旧河川環境総合研究所報告）、およびこれまでに研究・蓄積した技術的な知識や情報を取りまとめた河川総合研究所資料（旧河川環境総

合研究所資料)を公表するとともに、研究成果として質の高いものは、必要に応じて書籍として発刊・出版して広く社会への還元に努めています。河川総合研究所報告(1~25号)および河川総合研究所資料(1~33号)については、河川管理の現場に役立ててもらうべく、河川財団のホームページで公開しています。

また、河川財団における研究成果については、土木学会論文集、河川技術論文集などへの論文投稿、シンポジウムなどでの発表、各種学会誌・専門誌などへの寄稿を行っています。直近の2015~2025年の11年間では48編の論文を発表しています。

最近の主な調査・研究の成果

水防法研究会報告書・水害研究会報告書

- ・流域治水における地域ごとの水災に係る危険(リスク)の評価とその情報の責務(役割と法的責任)(2024年)
- ・河川の安全性と河川管理責任を考える~大東判決・多摩川判決等で示された判断基準の視点から~(2023年)

土木学会論文集

現況河道の状態把握を起点とした堤防の侵食・洗掘破堤危険度評価手法の実践的開発~2019年10月洪水による千曲川での被災事例を検討対象として~(2024年)(土木学会論文賞受賞)

河川技術論文集

- ・竹が繁茂する堤防における竹の根の実態調査について(2023年)
- ・堤防法面の芝の維持に向けた基盤土からの発芽抑制手法の提案(2023年)
- ・河道管理における流下能力維持のための新たな技術マネジメント手法の提案(2023年)
- ・FT図と流況計算を活用した複断面河道における侵食・洗堀による破堤危険性評価の提案(2023年)
- ・大規模出水時の堤防等の破堤と事前の変状状況の関連性評価のための堤防点検記録分析(2023年)
- ・流下能力への樹木群の影響評価に資するUAVレーザ計測による三次元点群の活用手法の検討(2025年)

②河川研究セミナー

河川研究セミナーを毎年開催しています。国土技術政策総合研究所、土木研究所および大学などの研究者を招いて講演と討議を行うことで、河川分野における最新の研究や新技術、行政の動向などを共有する場として活用されています。河川研究セミナーは、2025年度までに計37回開催されており、のべ3,672人が参加しました。河川研究セミナーについては、講演録を作成し河川財団ホームページで公開しています。



2025年度河川研究セミナー

③研究発表会

河川財団による調査・研究の成果を広く一般に公表するため、2003年度から毎年、東京、大阪、名古屋の各都市で研究発表会を開催しています。この研究発表会では、河川分野に限らず社会的関心の高いテーマを取り上げています。第一線で活躍されている学識者による基調講演と河川財団の研究成果の発表を行うことで、社会における河川技術の役割について考える機会になるように工夫しています。

【受託業務を通した技術開発と河川管理支援】

関東・近畿・中部地方整備局管内の河川において、河川管理施設監理検討業務などを通じて河川維持管理における現場の課題解決のための技術開発に長年取り組んでいます。特に、堤防点検および堤防除草に関わる現場業務の効率化や新技術の導入を積極的に進め、河川管理を支援しています。

主なものとして、①巡視・点検での状態把握の記録や評価結果を蓄積・共有する「河川維持管理データベースシステム」(RiMaDIS)の開発・改良、および河川現況台帳のデジタル化、②三次元点群データを活用した堤防除草範囲の設定・除草面積の算出などの技術開発、③堤防植生が堤防機能に与える影響などを踏まえた除草工事の在り方の立案や植調剤の試行などを実施しています。

【河川教育事業の始まり】

1998年度、河川審議会の報告「『川に学ぶ』社会をめざして」において、河川は「人間教育」に資する優れた場であるということや、「川に学ぶ機会の提供」と「川に関わる正しく広範な知識・情報の提供」が必要であるという報告がなされました。

水は人間と自然・社会（文化、歴史なども含む）を多様かつ密接に結び、川はその具体的な場であることから、川と水は、人間が自然・社会を理解し、持続的に共生するための感性や知恵、工夫を引き出す機能を有しています。そうした川が潜在的に有する機能を生かし、子どもたちの「川に学ぶ」機会を拡大するため、国土交通省、文部科学省、環境省の連携による「子どもの水辺」再発見プロジェクトの推進・支援組織を発展させ、2002年度に「子どもの水辺サポートセンター」が河川環境管理財団に設置され、河川教育事業を本格的に開始しました。

【子どもの水辺サポートセンターの発足当初の取り組み】

「子どもの水辺サポートセンター」が設置された前後から、関係省庁による様々な施策や仕組みの展開、「NPO法人川に学ぶ体験活動協議会（2000年度より設立）」など民間の各種団体の創設や活動の活性化が進み、自然体験活動を通じた河川教育が全国各地で実施されてきました。子どもの水辺サポートセンターでは川に学ぶ社会の実現を目指して、アクティブ・ラーニング型の国際水教育プログラムであるプロジェクトWETの導入や、市民や行政、学校などの連携を中心とし、様々な河川に関する教育を展開しました。このうち、河川財団は米国のプロジェクトWET財団と合意書を交わし、プロジェクトWETジャパンとして現在も活動しています。

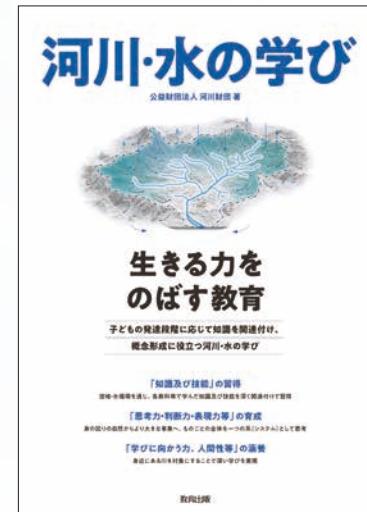


プロジェクトWETの活動状況

【学校教育における河川・水教育の普及・推進への取り組み】

子どもの水辺サポートセンターの取り組みにより、多くの大人や子どもたちが川で学ぶ機会の拡大に努めてきましたが、人びとが河川への理解を深めるためには、子どもの頃から正しい知識を学んでいくことが大切であり、学校教育において河川教育が定着していくことが重要です。そのため河川財団では2012年度に教育関係者からなる「水教育ガイドライン検討委員会」を設置し、「水教育」を通して子どもが獲得できる力、「水」を素材とした教育的価値を整理し、「感性」から「理性」へという視点で「水」に関する学習の体系化についての検討を行い、2013年度に水教育ガイドラインを作成しました。

一方、2017年3月に告示された新学習指導要領では、小学4年生の理科に「雨水の行方と地面の様子」が新設されるなど、河川・水教育、防災教育に関連する内容（特に、理科・社会科における自然災害を取り扱う内容）が増加しました。この流れを踏まえて、学校教育での「河川・水の学び」の展開を図るために、「河川・水の学び」が学校教育においてどのような貢献が可能かを検討することとし、2021年度に学校教育や河川・水に関する有識者などから成る「河川・水教育研究会」を設置しました。そこでは、河川・水の学校教育における価値や意義および学校教育への貢献方法について具体化する検討が行われ、提言がとりまとめられました。また、「河川・水教育研究会」において行った議論（第1回：2021年9月～第9回：2023年12月）をもとに、河川財団において書籍「河川・水の学び～生きる力をのばす教育～」を2024年度に出版しました。本書籍では、河川・水の学びにより、児童・生徒が物事を関連付けながら概念を構築し体系化した上で体得していく学習能力の向上に役立つこと、また自らの言葉で他者とコミュニケーションする能力の向上や、自然を愛する情操が同時に育まれることなどの可能性について示すとともに、教科・学年毎における「河川・水の学び」の貢献について考察しています。併せて、学校の現場での河川・水教育の授業実践を支援するため、授業における具体的な指導



書籍「河川・水の学び～生きる力をのばす教育～」(教育出版)

方法の例を示した「授業展開例」を河川財団ホームページで公開しています。

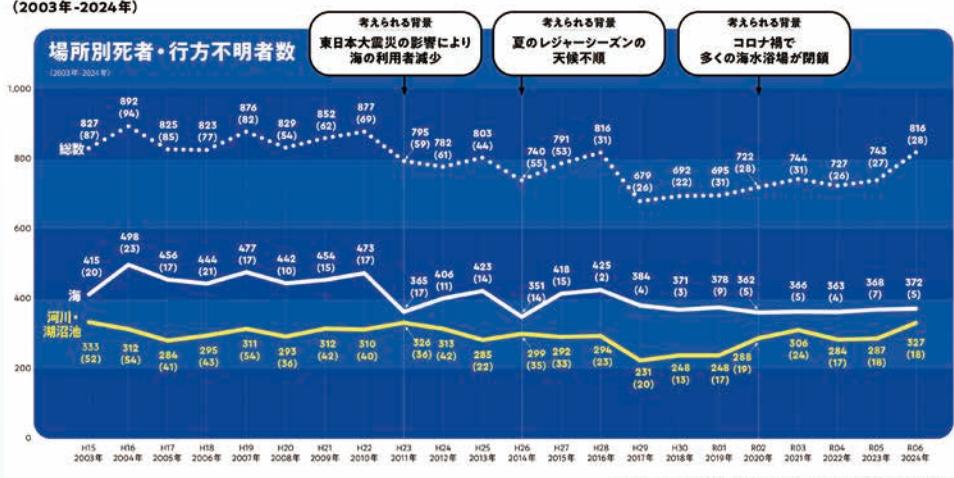
学習指導要領（2017年3月告示）に準じて、2020年度以降では、全国約2万校で毎年2百万人余りの小学4年生・5年生が理科や社会科を中心とした授業で河川や水に関する教育を受けています。学校教育の現場における「河川・水の学び」の一層の普及・推進を図るため、2024年度には「子どもの水辺サポートセンター」を内部化する形で「河川・水教育センター」を設置しました。「河川・水教育センター」では、学校教育における指導方法を具体的に提案することを通して、「河川・水の学び」を、学校教育に貢献する教育的価値の高いものとして構成していくことを目指しています。

【河川の安全な利用に向けた取り組み】

水が流れ・存在する河川での活動には、多様で豊かな自然環境を享受できる一方で、様々な危険が内在しています。したがって、河川・水教育において川をフィールドとした体験活動を実践する場合には、安全を最優先とすることが不可欠です。併せて、河川での活動に内在するさまざまリスクに対する知識や必要な準備や対応の普及・啓発が重要であることから、河川などにおける水難事故データの蓄積や事故発生原因の分析や対策などをまとめた「no more 水難事故」を毎年更新し、その結果を動画配信サイトやSNSを活用し分かりやすく情報提供するとともに、マスメディアなどとの連携により幅広い情報提供や呼びかけを行っています。

また、水辺の事故を防ぐため2001年度より「水辺の安全ハンドブック」を作成・公開し、その後も新たな知見を取り込んだ改訂版を随時公表しています。これらの取り組みを通じてライフジャケットの着用の更なる推進、学校教育現場などの普及を行っています。

(2003年-2024年)



河川・湖沼における死者・行方不明者数 (no more 水難事故 2025 より)



ライフジャケットの着用の推奨
(写真:「水辺の安全ハンドブック」より)

【地域と連携した川づくり】

河川レンジャー制度は、「河川レンジャーは行政と住民との間に介在して、住民が河川に関心を持つような活動に取り組むとともに、個別事業の検討段階における住民意見の聴取や、住民の河川にかかるニーズの収集を行う。河川にかかる環境・防災学習などの文化活動や動植物の保護活動、河川利用者への安全指導などの活動等を実施する。また河川レンジャー自らが住民と行政をつなぐテーマについて、試行も含めて、活動の充実を図る。」と「淀川水系河川整備計画」に位置付けられています。

近畿事務所では、河川レンジャー事務局として、河川レンジャー組織や活動拠点の運営、活動支援ツールの開発などを通じ、河川整備を進めていく上で、住民と河川管理者との橋渡し役となる河川レンジャー活動を支援しています。



河川レンジャーの活動状況

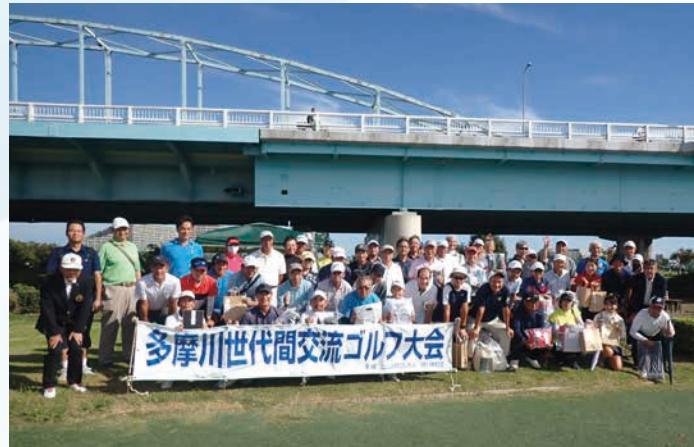
河川健康公園は河川敷の環境整備の一環として、高水敷を野草公園、野球場、ゴルフ練習場などからなる公園として整備したものです。整備に当たっては日本宝くじ協会の助成も受けています。

1978年度「多摩川河川健康公園」、1980年度「荒川扇健康公園」、1985年度「豊平川雁来健康公園」、1990年度「庄内川幸心河川健康公園」をオープンしてきました。現在の河川財団では、河川空間の利活用促進と地域の皆様の健康増進とともに、河川堤防・敷地の管理や洪水時の安全確保対策などもあわせた取り組みとして、以下の3公園を運営しています。

①多摩川河川健康公園

(面積：17ha (ゴルフ場、多摩川交流センター)、年間入場者数：約9万人)

多摩川河川健康公園では、全9ホールのゴルフ場の運営とともに、散策やジョギング、サイクリング、スポーツなどで訪れる地域の皆様が、憩い集える施設「多摩川交流センター」を管理・運営しています。ゴルフ場では、シルバー やジュニア、障害者の方々を対象とした優待料金を設定し、地域の皆様が活き活きと活動できる機会の提供を行うとともに、世代間交流ゴルフ大会を開催して子どもたちと高齢者がふれあい交流の場を設ける取り組みも行っています。



第8回多摩川世代間交流ゴルフ大会

②荒川扇河川健康公園

(面積：6ha (ゴルフ練習場、パークゴルフ場、テニスコート、野球場)、年間入場者数：約9万人)

荒川扇河川健康公園では、野球場の無料開放、高齢者および年少者層を対象としたゴルフ練習場の割引制度などを導入し、沿川住民の皆様が安全で安心して河川敷を利用できる環境を提供するように努めています。また、子どもたちを対象にティーチングプロによるジュニアゴルフレッスンのほか、東京都唯一のパークゴルフ場において中学生以上を対象としたパークゴルフ大会を開催しており、地域の皆様の河川敷の利活用促進や健康増進に取り組んでいます。



夏休みジュニアゴルフレッスン

③庄内川幸心河川健康公園

(面積：9ha (ゴルフ練習場、ソフトボール場、公園広場)、年間入場者数：約7万人)

庄内川幸心河川健康公園では、ソフトボール場や児童広場・多目的広場を無料開放するとともに、有料のゴルフ練習場ではジュニア（高校生以下）を対象とした優待制度を導入し、幅広い年代層の利用促進を図っています。

公園利用者が安全で安心して活動できる環境を提供し、沿川住民の皆様の心身の健康増進に貢献するとともに、近隣幼稚園・保育園の園児の野外活動に協力し、子どもたちが自然と触れ合う機会を多く持てるよう努めています。



近隣保育園運動会の練習

2013年度の公益財団法人への移行に伴い、公益目的事業の他、収益事業として河川の維持管理に関する事業の受託が位置付けられました。これら業務による収益は、河川財団が行う公益事業を持続的に推進・発展させるための財源にもなっています。

現在実施している収益事業の主なものは以下のとおりです。

①船頭平閘門管理支援

船頭平閘門は明治改修による木曽三川分流の際に木曽川と長良川との舟運を確保するために明治35年に完成した河川管理施設です。2000年に国の重要文化財に指定された現役の閘門であり、通船のための閘門操作と閘門に隣接する公園の管理支援を行っています。



国の重要文化財に指定された船頭平閘門の操作



船頭平河川公園の管理

②堤防等河川管理施設や河道の維持管理の支援

堤防等河川管理施設や河道の点検・評価などの河川維持管理の業務については、職員や出張所が減少している河川事務所の河川管理施設の維持・管理を支援しています。また公益目的事業の調査・研究と一体となって現場における課題の発見や解決、新技術の試行などの場にもなっています。



堤防等河川管理施設点検の支援（京浜河川事務所管内）

1. 発足当時の取り組み

中部地方整備局管内の船頭平閘門の管理支援や木曽三川の歴史的治水・利水施設などに関する調査の他、除草工事や環境護岸の整備、国営木曽三川公園の維持管理、河川環境管理計画や多自然川づくりの検討などを実施しました。

2. 現在の取り組み

中部地方整備局管内において、公益目的事業（調査・研究、河川・水教育、河川健康公園の運営）および収益事業に取り組んでいます。

①木曽三川の歴史的河川施設に関する調査および啓発

木曽三川の歴史的河川施設に関する調査を継続的に実施し、木曽三川歴史文化の調査・研究資料（KISSO）の編集を通じて、広く治水水利水の歴史的経緯やその重要性などについて啓発するとともに、河川文化の振興や継承に寄与しています。KISSOは木曽川下流河川事務所が1991年12月に創刊し、年4回発行してきており、2025年11月現在、136号が刊行されています。

また、木曽三川の治水・利水などに関する書籍や古図を所蔵する木曽川文庫の管理や一般の方からの問い合わせなどに対応しています。



木曽三川歴史・文化の調査研究資料 KISSO

②水辺での安全な活動支援（水難事故防止）

川での安全な活動の推進や水難事故の防止を図るため、子どもたちへの安全指導や河川利用者協議会での講演などを行っています。

③庄内川河川健康公園

河川健康公園の運営を行っています。



Eボートの体験

④河川管理施設の維持管理支援

・船頭平閘門管理支援

船頭平閘門の操作と隣接する公園の管理支援を行っています。

・河川管理施設の点検・評価

河川管理施設の点検・評価や対策の優先順位などを検討する河川維持管理の業務や河川管理担当職員などの技術力向上のための研修資料の作成などを通じて、適切な河川の維持管理の支援を行うとともに、維持管理の手法に関する調査・研究にも取り組んでいます。



堤防の点検作業



1. 発足当時の取り組み

近畿地方整備局管内を中心に、西日本全域において調査、検討業務を実施しました。主な取り組みとしては、河川環境管理基本計画、水環境管理計画、総合土砂管理、河川の水質改善、河川環境などに関する調査・研究、業務を実施しました。このほか阪神・淡路大震災を契機とした阪神疏水構想や、九頭竜川における住民連携推進方策の検討業務などを进行了ました。

自主研究としては、河川生態、土砂管理、地球温暖化問題などに取り組みました。

2. 現在の取り組み

近畿地方整備局管内において、公益目的事業（調査・研究、河川・水教育）および収益事業に取り組んでいます。また、全国共通の技術的課題については、河川総合研究所と連携し調査・研究を進めています。

① 河川の維持管理技術の開発

円山川や野洲川・瀬田川などにおいて河川が有すべき治水機能を確保するため、UAVや3次元データなども活用しながら、点検などで確認された変状から堤防等の河川管理施設や河道の機能低下を評価するとともに、対策工やモニタリング計画について検討しています。また、検討で得られた技術的な知見を河川管理の現場で活用できる各種マニュアルにとりまとめることで、河川の維持管理の適切かつ適正な実施をサポートしています。



堤防植生管理技術の普及支援

堤防機能を効率的に維持するための堤防植生の管理技術として、堤防植生の低草丈草種（改良シバ）への植生転換、除草の回数や時期の変更、あるいは植調剤の適用について検討しています。また、河道内樹木の再繁茂抑制技術についても検討しています。これらの検討は、試行による効果検証などを実施した上で技術的知見を手引きとしてとりまとめ、近畿地方整備局管内河川での普及展開を支援しています。

② 地域と連携した川づくり

淀川水系では河川レンジャー制度を活用し、地域住民と河川との多様なつながりの構築を実践しながら、地域と連携した河川管理の方策についての知見を深めています。2003年度以降、淀川水系で実施された河川レンジャー活動は約4,000回、参加者は延べ約37万人となりました（2025年3月時点）。河川レンジャー事務局として活動支援ツールの開発などの様々な活動支援を引き続き実施しています。こうした取り組みのなか、「久我・久我の杜・羽束師地域まちづくり協議会防災部会」と淀川管内河川レンジャーが連携して行った防災活動が評価され、第25回日本水大賞にて「国土交通大臣賞」を受賞しました。

大和川では「亀の瀬地すべり歴史資料室」を拠点に、地すべりの歴史や対策を学ぶガイドツアーなどのインフラツーリズムを展開するとともに、インフラ施設の役割や防災対策などについて、地域と連携した持続的な普及啓発手法を検討しています。2024年3月の新資料室開設以来、来場者は3万人を超えています（2025年9月現在）。

また、近畿地方整備局管内における河川協力団体25団体（2025年3月時点）について、さらに活発に活動していくための様々な支援方策（意見交換会の開催、人材確保支援、広報支援他）について検討しています。

③ 河川環境の保全や再生

淀川環境委員会（委員長：中川一京都大学名誉教授）の指導・助言などを受けながら、淀川のヨシ原やワンド、干潟などの保全・再生に向けて各種の調査・解析を実施しています。

1980年撮影

The
River
Foundation

50th
Anniversary
Booklet

1975
|
2025



公益財團法人
河川財團

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 11-9
住友生命日本橋小伝馬町ビル2階

TEL 03-5847-8301 FAX 03-5847-8308

URL <https://www.kasen.or.jp/> E-mail:info@kasen.or.jp